

介保第210号
令和5年12月8日

高齢者福祉施設等の管理者様

奈良県医療・介護保険局介護保険課長

適正な補助金交付申請等について（通知）

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進について、御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

例年、高齢者施設等整備の補助事業については、補助金の交付の申請受付順に審査を行い、予算の範囲内で交付しているところですが、令和6年度における当該補助事業については、予算措置が厳しくなる可能性が高く、申請受付期間の途中で予算の範囲を超えることが予想されます。

つきましては、予算の範囲を超えた場合は、その時点で令和6年度の申請受付を締め切りますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

また、令和6年8月1日付け介保号外で照会したことについて、補助金の交付の希望を下げた場合は、速やかに担当までご連絡いただきますようお願いいたします。

1. 対象事業

- (1) 奈良県地域密着型サービス施設等整備促進事業
- (2) 奈良県施設開設準備経費等支援事業
- (3) 奈良県高齢者施設等防災・減災対策整備促進事業

※(1)～(3)の各事業が令和6年度に実施されるかどうかは未定

2. 留意事項

- ・内示後の事業計画の変更及び取下げは原則として認められませんので、十分精査した上で申請してください。

内示後に事業計画の変更をされた場合は補助金の交付ができなかったり、取下げをされた場合は令和7年度以降の補助金の交付の条件を変更することがあります。

- ・申請された場合でも、修正が必要な書類や不足している書類があれば、申請書が整った時点で受付となり、その後審査となります。その場合、修正等をしていただいている間に予算の範囲を超える場合がありますのでご留意ください。

施設整備係	0742-27-8534
本通知について	金山、辻、町田
(1)(2)について	辻
(3)について	町田